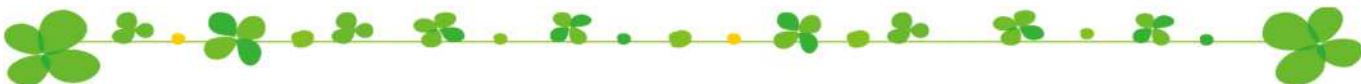


不育症治療費助成

南相馬市では、不育症治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。



対象者：申請日にすべての要件を満たす方

- 1 夫婦であり、夫婦又はどちらか一方が、南相馬市に住所を有する方。
- 2 医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること
- 3 夫婦いずれも市税の滞納がないこと

夫婦又はどちらか一方が他の市町村で同種の助成を受けた場合は対象となりません。

助成の対象内容

○継続した1回の妊娠期間の治療

* 不妊治療や差額ベッド代、食事療養費、文書料などの直接治療に関係のない費用、および第三者を介する検査や治療、分娩にかかる費用は、助成対象外です。

助成金額

○1回の継続した治療に対し、15万円を上限に助成します。

* 不育症治療等に要した自己負担額から、他の助成を受けた額を差し引いた金額を上限とします。
上限に満たない場合は、自己負担額を助成します。

申請方法

治療が終了した日（福島県等から助成対象治療にかかる助成を受けた場合は、交付決定を受けた日）から6か月以内に関係書類を添えて申請してください。助成金の申請を希望されるご夫婦は、事前に下記までご連絡ください。

* 福島県不育症治療費助成に関する申請先・お問い合わせ先は、相双保健福祉事務所（26 - 1186）等になります。

【申請・お問い合わせ先】 南相馬市役所（東庁舎） こども家庭課母子健康係
南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話 0244 - 24 - 5218